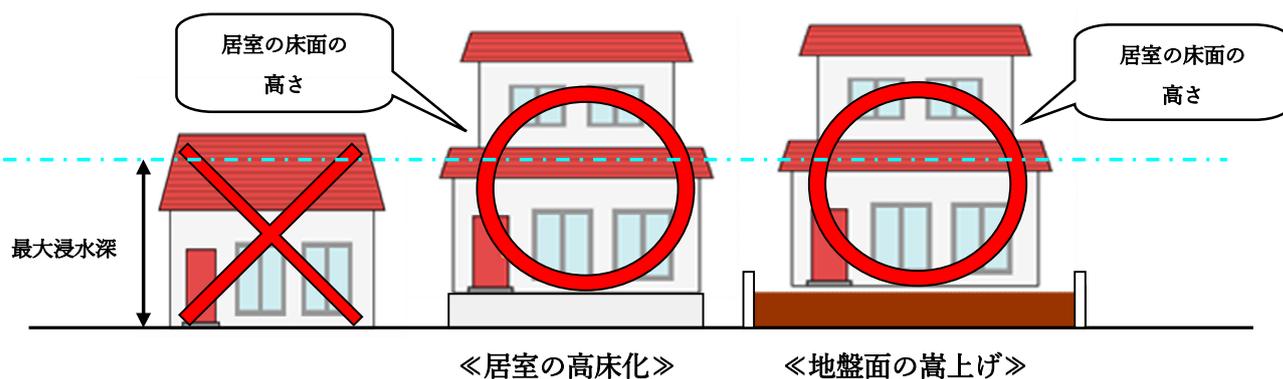


## 【概略図（専用住宅の場合）】

市街化調整区域における既存集落内において、洪水浸水想定区域内（最大浸水深3.0m以上）での専用住宅の建築については、「安全上及び避難上の対策」が実施される場合に限り許可が可能。

「安全上及び避難上の対策」として本市が認めるものは、下記のとおりとする。

①居室の高床化や盛土による地盤の嵩上げ等により、最大浸水深以上に居室を設ける。



②最大浸水深以上に「避難室（小屋裏物置等）※」を設置し、かつ直線2km以内の指定避難所等（原則、風水害時の指定避難所、避難タワーに限る）への避難計画（マイ・タイムライン）、避難経路図の作成及び提出がなされること。

※ 避難室には避難上有効な開口部を設け、室の高さと広さについて以下の条件を満たすこと。（階、面積の算定方法は建築基準法によるものとします。また、避難室を居室として使用する場合は、下記の条件にかかわらず、建築基準法の規定に適合する必要があります。）

